

iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢

令和 6 年 11 月 8 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者（自営業者等）は月額6.8万円、第2号被保険者（会社員・公務員等）のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者（専業主婦（夫））は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

（注）税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

- iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改革において、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- 拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。
- iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。

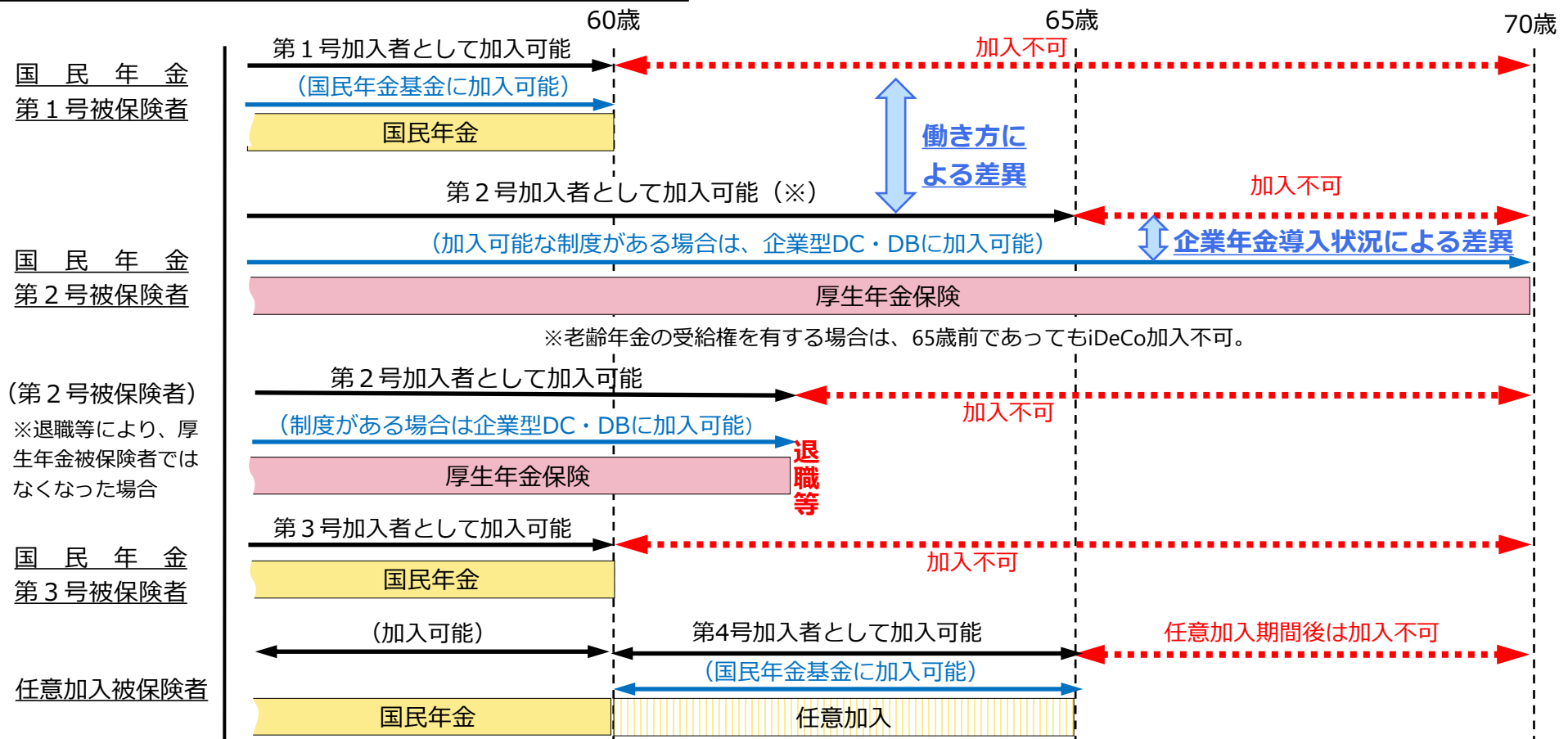
③ iDeCoの手続きの簡素化について

- 令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係

- 自営業者等の国民年金第1号被保険者と会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者ではiDeCo加入可能年齢が異なるため、60歳以降の働き方によって私的年金を活用できる期間が異なる。
- 会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者は原則65歳以降はiDeCo加入資格を失うため、65歳以降の厚生年金被保険者は企業年金の導入状況により、私的年金を活用できる期間が異なる。

iDeCo加入資格と私的年金を活用できる期間



※65歳未満の国民年金任意加入者もiDeCoに加入可能であるが、納付済期間が480月に到達するまで

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄）

【中間整理】（令和6年3月28日）

4 iDeCo加入可能年齢の引上げ

- iDeCo 加入可能年齢の引上げについては、令和4年11月に決定された「資産所得倍増プラン」において加入可能年齢を70歳に引き上げるために必要な措置を講ずることとされており、その具体的な内容について部会で議論を行うこととしていた。
- 公的年金との関係については、
 - ・ iDeCo を含む私的年金は公的年金の上乗せの制度と位置づけられてきており、この立てつけは社会保険料負担の観点も含めこの先も堅持されるべきだが、その上乗せの在り方についてどのように解釈するか踏み込んだ議論が必要である
 - ・ 基礎年金の拠出期間延長や被用者保険の適用拡大など、公的年金制度の制度改革の議論を踏まえて総合的に検討を行うことが必要であるといった意見があった。
- 具体的な iDeCo の加入の要件については、
 - ・ 国民年金の保険料の納付を十分に行ってきて、これ以上納付ができない人について認めてはどうか
 - ・ 国民年金を受給しながら iDeCo にも拠出できる人まで範囲を広げなくてもよいのではないか
 - ・ 「公的年金と相まって」の意味を、公的年金の上乗せの自助努力を促すという点から捉えれば、必ずしも保険料納付済期間を資格要件にしないでよいのではないか
 - ・ 実際に運用する際の事務的な負担や加入者にとっての分かりやすさを重視すべき
 - ・ 私的年金制度を働き方や勤め先の違い、年金の加入状況によって有利、不利が生じないシンプルな制度とすることが重要といった意見があった。

iDeCo加入可能年齢を引き上げた場合の実務上の課題

- 加入可能年齢の上限を引き上げた場合の実務上の課題として以下のような意見があった。

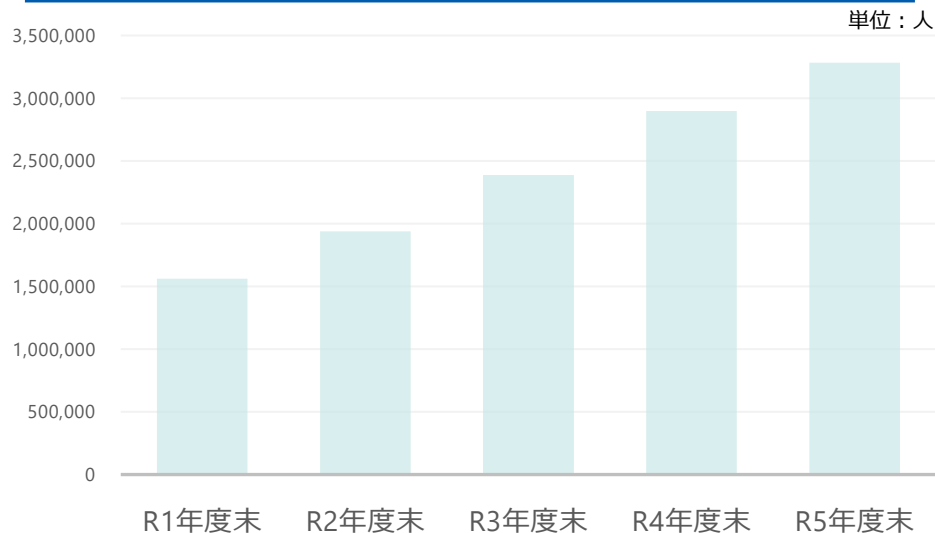
令和6年1月29日 第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会でのご意見

手続面の課題	● 過去の保険料納付期間の確認などの要件が複雑化した場合、加入要件を満たすかどうかを確認するにあたって加入者本人の手続負担が増加するのではないかな。 ● 保険料納付済期間を資格確認のために設けるということになれば、事務負担が過大になってくるのではないかな。要件によっては加入者自身が十分に理解できず、活用しにくい制度になってしまう可能性があるのではないかな。
システム面・費用面の課題	● 要件が複雑化する場合、加入要件の正確性を担保するため、新たに日本年金機構から情報提供をする必要や、70歳までの企業年金の有無を確認するためのシステム整備など、システム開発の負担が大きくなるのではないかな。

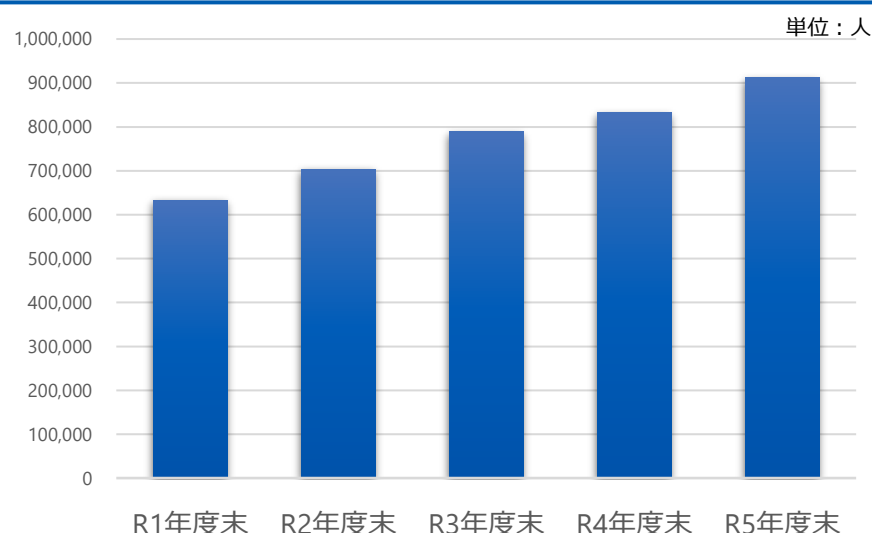
iDeCoの加入者数及び運用指図者数の推移

○ iDeCoの加入者及び運用指図者はともに増加している。

iDeCoの加入者数の推移



iDeCoの運用指図者数の推移



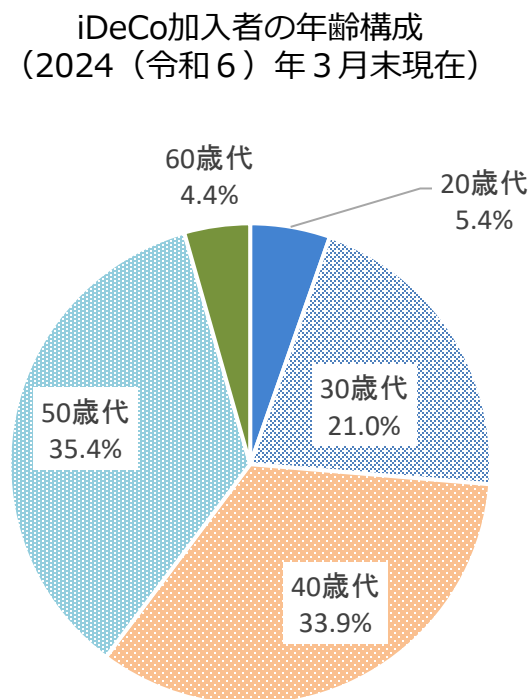
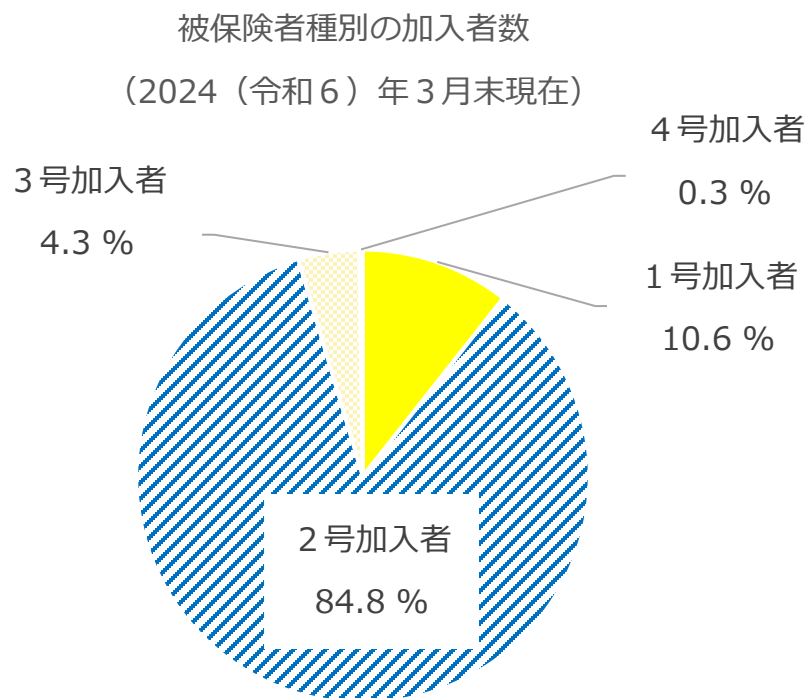
	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
加入者数 (万人)	156.3	193.9	238.8	290.0	328.5
加入者増加人数 (万人)	40.5	43.8	52.6	56.9	45.2
うち 新規加入者割合	81.4%	80.7%	80.6%	76.0%	74.4%
企業型 →iDeCo加入者割合	14.7%	14.9%	14.7%	14.9%	18.6%
iDeCo運用指図者 →iDeCo加入者割合	3.9%	4.4%	4.7%	9.1%	7.0%

	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
運用指図者数 (万人)	63.3	70.3	78.9	83.2	91.3
運用指図者増加人数 (万人)	13.5	14.9	17.2	15.5	17.9
うち iDeCo加入者 →iDeCo運用指図者割合	37.7%	40.0%	43.9%	35.1%	36.0%
企業型 →iDeCo運用指図者割合	62.3%	60.0%	56.1%	64.9%	64.0%

※割合は年度中の加入者等増加人数に占める加入・移換等した者の割合を示している
(出所) 国民年金基金連合会調べ

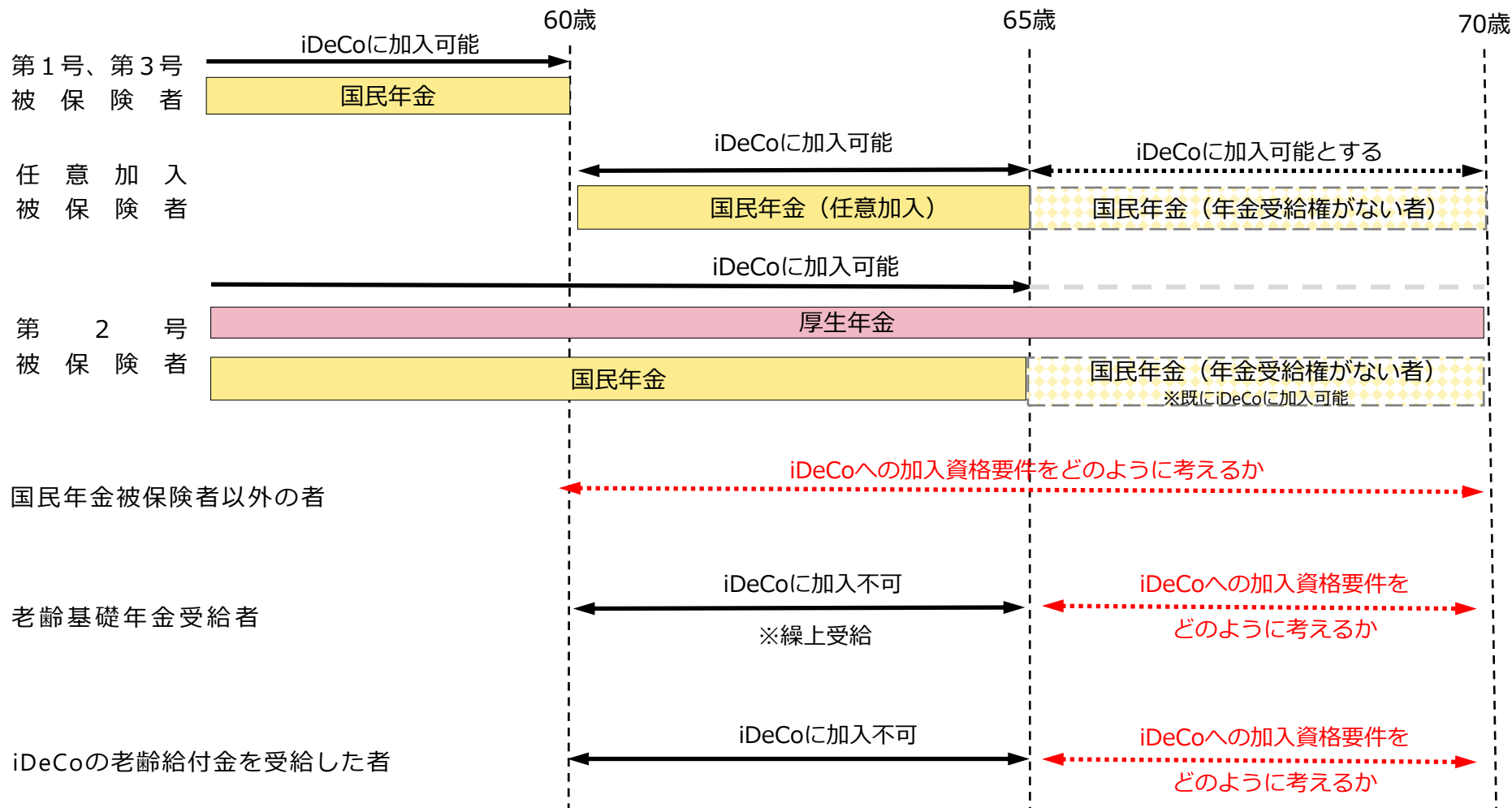
iDeCo加入者の種別と割合

- iDeCo加入者における加入者種別の割合を見ると、2号加入者（厚生年金保険の被保険者（会社員、公務員等））が大半を占める。
- iDeCo加入者の年齢構成を見ると、50歳代、60歳代の加入者が一定数いる。60歳代以上のiDeCo加入者数は約14万5千人（令和6年3月末時点）。



本日は議論いただきたい点（iDeCoの加入可能年齢の引上げ）

- iDeCoの加入可能年齢を70歳まで引き上げた場合、国民年金被保険者以外の者、老齢基礎年金受給者、iDeCoの老齢給付金を受給した者について、iDeCoへの加入資格要件をどのように考えるか。



本日で議論いただきたい点（iDeCoの加入可能年齢の引上げ）

iDeCoの加入可能年齢の引上げ

【課題】

- iDeCoの加入可能年齢を70歳まで引き上げるため、**国民年金被保険者以外の者について、新たに加入要件を定める必要がある。**

【これまでの主なご指摘】

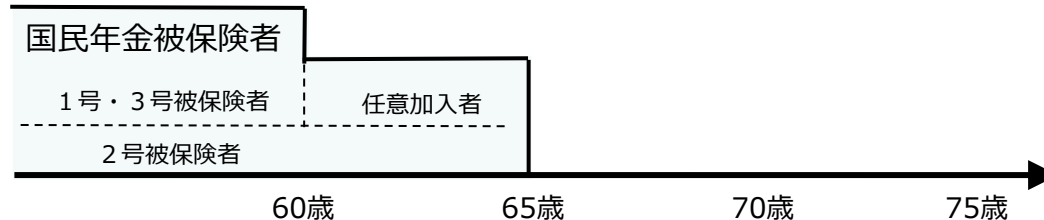
- 公的年金との関係性について、国民年金の保険料の納付を十分に行ってきた人とするべきという意見と、公的年金の上乗せの自助努力を促すという観点からは、必ずしも保険料納付済期間を資格要件にしなくてよいのではないかという意見があった。
- また、老齢基礎年金を受給しながらiDeCoにも拠出できる人まで範囲を広げなくてもよいのではないかという意見があった。
- 現在働き方や保険料の納付状況に応じて加入可能年齢の範囲の差異があることについて、働き方の違いや、年金の加入状況によって有利、不利が生じないシンプルな制度としてはどうかという意見や、シンプルで分かりやすい制度がiDeCoの普及促進に繋がるという意見があった。
- 制度の改正に当たっては、実際に運用する際の実務的な負担や加入者にとっての分かりやすさを重視すべきという意見があった。

【ご議論いただきたい点】

- これまでの議論を踏まえ、長期的な老後資産の形成を促進し、働き方に中立的であり、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度とするため、**60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・拠出可能とする**ことについて、どのように考えるか。
- 具体的には、現在の要件である ①**国民年金被保険者**に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乗せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるよう、②**iDeCoの加入者・運用指図者**、③**企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者**であって、**老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者**にiDeCoの加入・継続拠出を認めるという要件について、どのように考えるか。
- 60歳から70歳まで引き続き老後の資産形成を継続しようとする者は、1号・2号・3号のiDeCo加入者や企業年金に入っていた者等、様々である。**新たに加入が可能となる者の拠出限度額について**、国民年金被保険者以外の者であることや、制度のわかりやすさ、他のiDeCo加入者の拠出限度額とのバランスを踏まえ、どのように考えるか。

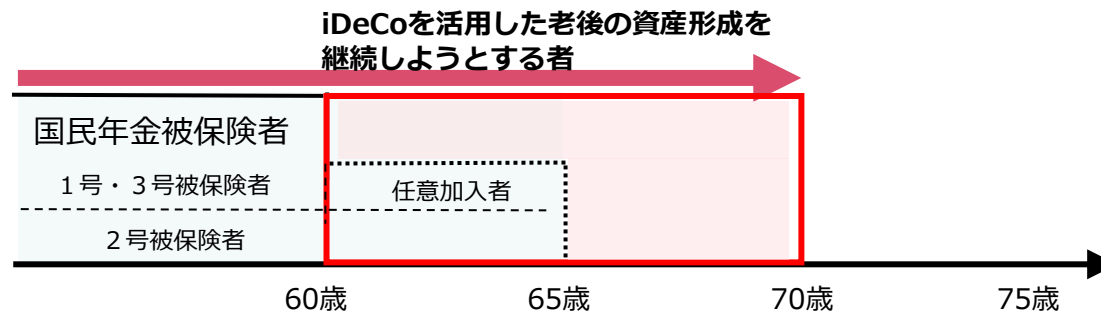
iDeCoの加入可能年齢の引上げについてのイメージ

＜現状＞ 国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの受給を行っていない者



＜iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ＞

60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・拠出可能とすることについてどのように考えるか。



iDeCoの受給開始可能年齢の上限の引上げについて

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者（自営業者等）は月額6.8万円、第2号被保険者（会社員・公務員等）のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者（専業主婦（夫））は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

（注）税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄）

【中間整理】（令和6年3月28日）

5 iDeCo受給開始可能年齢の引上げ

- 「資産所得倍増プラン」において、現在75歳が上限となっているiDeCoの受給開始可能年齢の上限の引上げを検討し、結論を得ることとされている。
- 受給開始可能年齢の引上げについては、iDeCoが老後の所得確保のための手段の一つであるとの性質も踏まえるとともに、現在でも高齢期における手続きが困難である現状や、更に引き上げた場合の実務上の課題も勘案すべきという意見があった。

iDeCo 受給開始可能年齢を引き上げた場合の実務上の課題

- 受給開始可能年齢の上限を引き上げた場合に生じうる実務上の課題として以下のような意見があった。

確定拠出年金運営管理機関へのヒアリングでの意見

手続面の課題	● 手続をする方がご高齢になることにより、iDeCo加入の手続きや、受給時の退職所得の申告書の記入等書類の記載、異なる税制度への理解を前提とした受取方法（一時金・年金）の選択などの手続きがより困難となる可能性がある。 ● 加入から給付までの期間が開くことや、ご本人の健康状態等により、iDeCo加入の事実をご家族と共有出来ていないなどの問題が増える可能性がある。 ● 受給開始年齢を引き上げた場合に、退職所得控除の調整規定の対象期間も併せて延長するとすれば、過去に納税者に交付された「退職所得の源泉徴収票」が保存されておらず、適切に税額を計算できないケースが生じる可能性がある。 ※令和2年度改正において、DCの受給開始年齢の引上げに伴い、退職所得控除の調整規定の対象期間の範囲は前年以前14年内分から前年以前19年内分になっている。 ● ご遺族がいない中で亡くなる等により、給付されずに供託が増加する可能性がある。
システム面・費用面の課題	● 65歳以下で受給を開始する者が大多数（91.9%）であり、現時点で70歳以上での受給は極めて少数（1.5%）である一方、令和2年改正に重ねて更に受給開始可能年齢を引き上げる場合には、システム改修や事務手順変更を行う必要があり、運営管理機関等においてニーズに対して過大なシステム開発負担が生じる恐れがある。

令和2年改正（受給開始可能年齢の上限を75歳に引き上げ）の施行状況

【改正前】

○ 60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できる。（＝70歳に達すると自動的に裁定）

【見直し内容(令和4年4月1日施行)】

○ 公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、企業型DC・iDeCoにおける老齢給付金の受給開始の上限年齢を70歳から75歳に引き上げ（＝自動的に裁定される年齢を75歳に引き上げ）

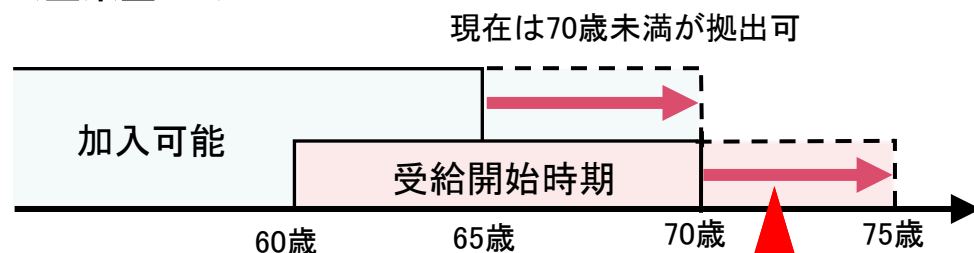
⇒ これによって、企業型DC・iDeCoにおける老齢給付金は、60歳以降の加入者資格喪失後から75歳までの間で受給開始時期を選択することができるようになった。

【DCの加入可能年齢の引き上げ(※)と受給開始時期の選択肢の拡大】

※ 令和4年4月施行で、令和9年4月に初めて75歳で自動的に裁定開始となる。

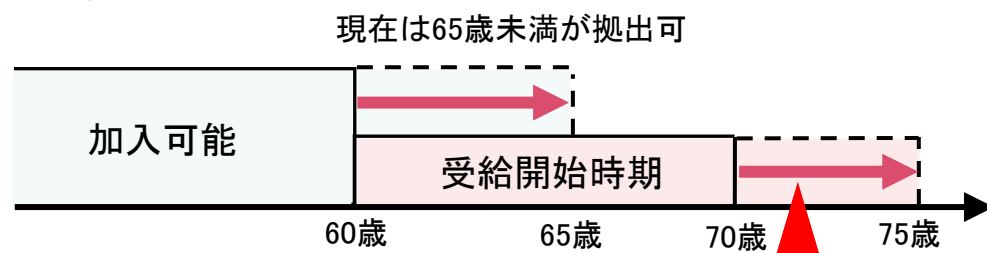
※ 企業型DC・個人型DC(iDeCo)の加入可能年齢の引き上げは令和4年5月1日施行

<企業型DC>



60歳～75歳の間で受給可
(令和6年現在では最大72歳)
※令和9年4月から75歳で自動的に裁定開始

<iDeCo>



60歳～75歳の間で受給可
(令和6年現在では最大72歳)
※令和9年4月から75歳で自動的に裁定開始

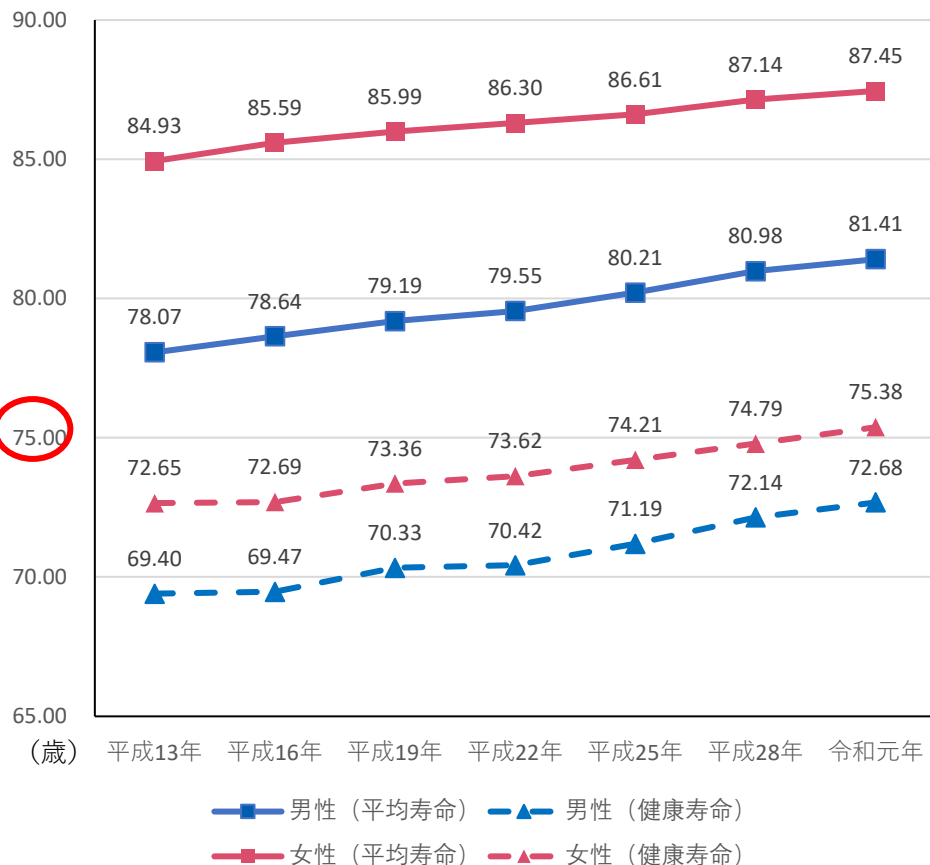
○ 昭和27(1952)年4月1日生まれより前の者は、施行日(令和4(2022)年4月1日)の前に自動的に裁定されることとなっている。

○ 昭和27(1952)年4月2日生まれ以降の者は、施行日(令和4(2022)年4月1日)以降に70歳に達するが、自動的に裁定される年齢が施行日(令和4(2022)年4月1日)に75歳に引き上がっているため、最大75歳まで資産の運用が可能。

平均寿命、健康寿命、年齢階級別の認知症有病率の概況

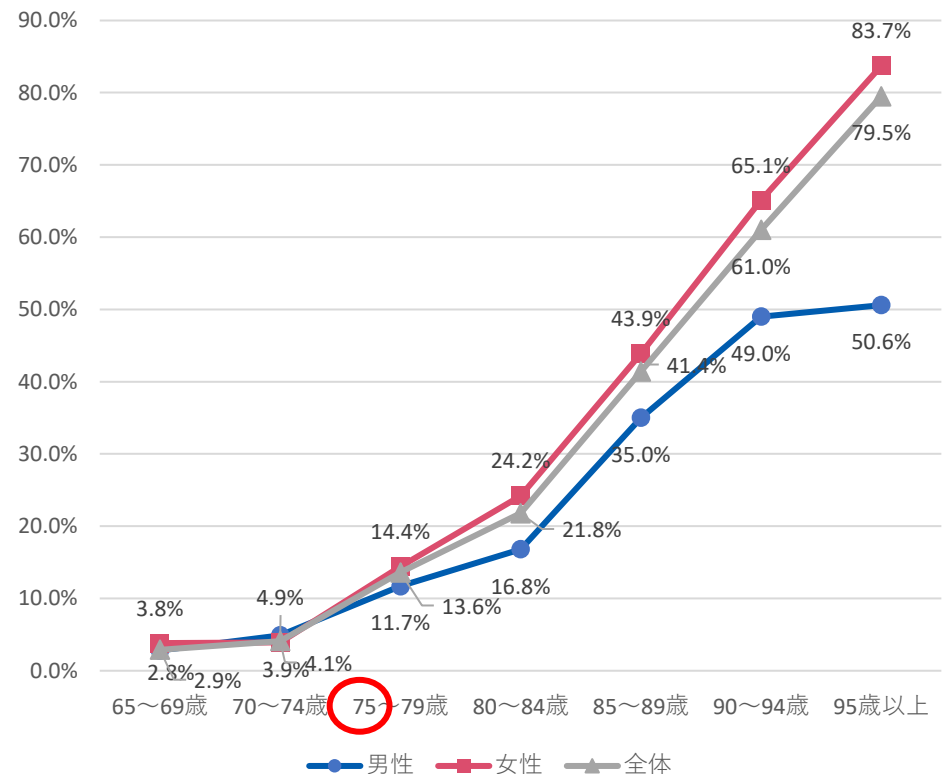
○ 平均寿命・健康寿命が伸びてきている。年齢があがるにつれ、認知症有病率は上昇する。

平均寿命と健康寿命の推移



(出所) 第16回健康日本21 (第二次) 推進専門委員会 (令和3年12月20日) 資料3-1

年齢階級別の認知症有病率

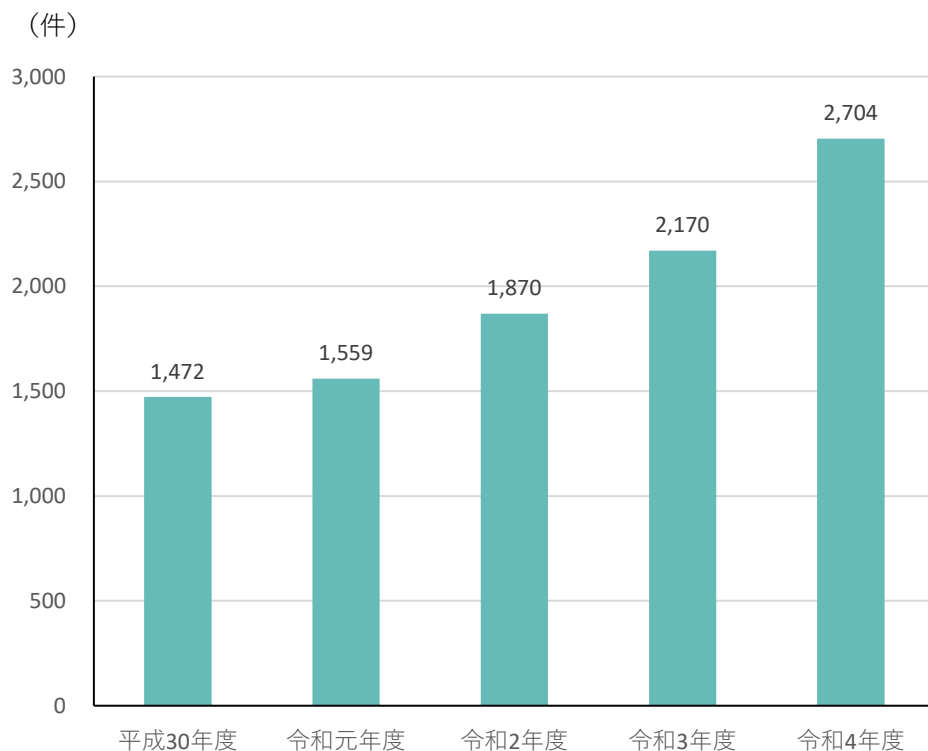


(出所) 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 (厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 平成21~24年度)」 研究代表者 朝田隆 (筑波大学医学医療系) 18

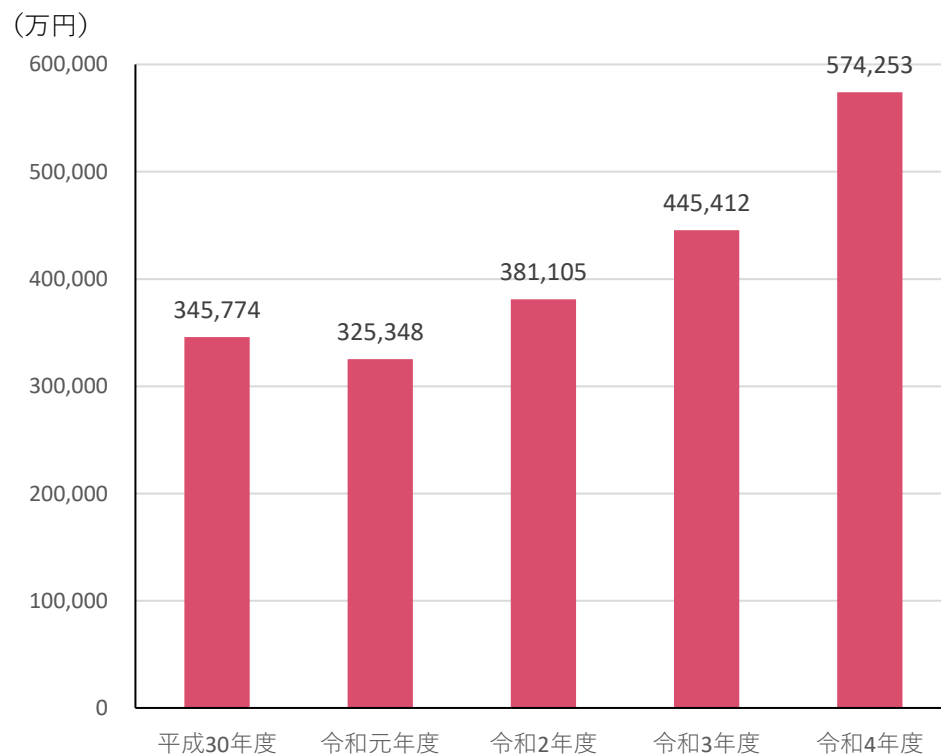
iDeCoの死亡一時金の関係データの推移

- iDeCoの加入者等が死亡し、死亡一時金として給付される件数は増加傾向にある。
- また、iDeCoの死亡一時金の給付総額も増加している。

iDeCoの死亡一時金給付件数の推移



iDeCoの死亡一時金の給付総額の推移



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

本日で議論いただきたい点（iDeCoの受給開始可能年齢の引上げ）

iDeCoの受給開始可能年齢の引上げ

【課題】

- iDeCoは老後の所得保障のためのものであり、遺産形成ではなく加入者自身の老後の生活のために受給し、活用いただくことが目的。また、自身の老後資産の受給の仕方について、適切に判断し、自らの意思で決定することが望ましい。
- このため現状の受給開始可能年齢の上限は75歳となっている。

【これまでの主なご指摘】

- iDeCoが**自身の老後の所得確保のための手段の一つ**であるという性質を踏まえるとともに、現在でも高齢期における手続きが困難である現状や、更に**引き上げた場合の実務上の課題も勘案すべき**という意見があった。
- この点、
 - ・ 平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、健康寿命は男性平均72.68歳、女性平均75.38歳であるところ、遺産形成ではなく加入者に給付するためには、受給開始年齢の上限の設定が必要であること
 - ・ 令和2年制度改正で受給開始可能年齢を70歳から75歳に引き上げたが、令和9年4月以降初めて75歳で受給を開始する者が生じるため、現時点では具体的なニーズや実務上の課題が把握できないこと（70歳で受給を開始する者は全体の1.5%）
 - ・ 年金受取を選択することにより、現在でも75歳以降での運用は可能であることといった点が指摘されうる。

【本日で議論いただきたい点】

iDeCoの**受給開始可能年齢の上限は引き続き75歳**とし、令和9年4月以降の状況を踏まえて**検討**することについて、どのように考えるか。

論点のまとめ

ひと、くらし、みらいのために

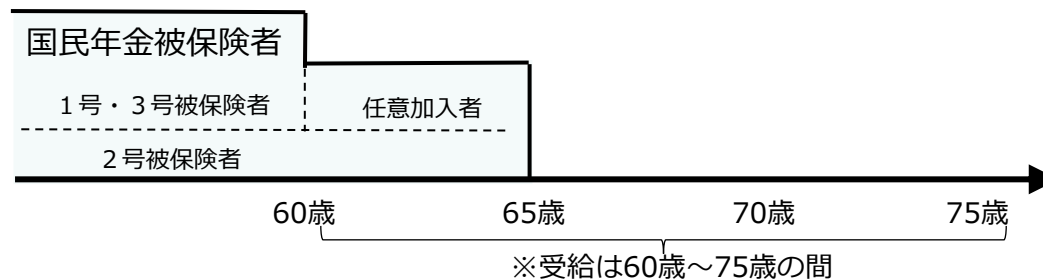


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢の引上げについて

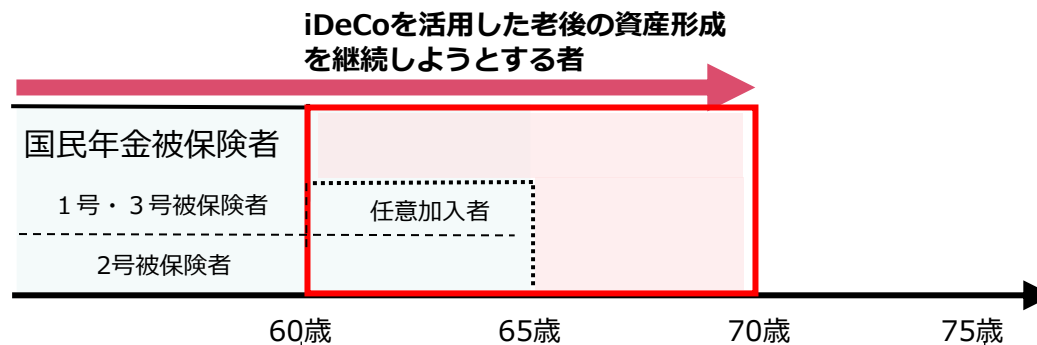
- 加入可能年齢については、長期的な老後資産の形成を促進し、働き方に中立的であり、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度とするため、現在の要件である ①**国民年金被保険者**に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるよう、②**iDeCoの加入者・運用指図者**、③**企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者**、すなわち **60歳から70歳までの iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者**であって、**老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出を認める**という要件について、どのように考えるか。
- 受給開始可能年齢については、遺産形成ではなく加入者自身の老後の生活のために活用するため、iDeCoの**受給開始可能年齢の上限は引き続き75歳**とし、令和9年4月以降の状況を踏まえて**検討**することについて、どのように考えるか。

<現状> 国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの受給を行っていない者



<iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ>

60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・拠出可能とすることについてどのように考えるか。



※受給は60歳～75歳の間（受給開始可能年齢の引上げについては令和9年4月以降の状況を踏まえ検討することについてどのように考えるか）